

指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
利 用 契 約 書

社会福祉法人 白日会

「指定短期入所生活介護」
「指定介護予防短期入所生活介護」利用契約書

_____様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人白日会（以下「事業者」という。）とは、事業者が運営する照古苑ショートステーション及び照古苑ひまわりホームショートステイ（以下「事業所」という。）が提供する指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総 則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

2 事業者が利用者に対して実施する短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「短期入所生活介護計画」「介護予防短期入所生活介護計画」という。）は、別紙「(サービス利用書)」に定めるとおりとします。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約の日から6ヶ月間とします。本契約満了の2日前までに利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに6ヶ月間同じ条件で更新されたものとし、以後も同様とします。

（短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更）

第3条 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに添って利用者の短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとします。また地域包括支援センターにより介護予防サービス計画が作成されている場合には、それに添って利用者の介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとします。

2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に事業所は、利用者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画又は介護予防サービス計画のために必要な支援を行うものとします。

3 事業者は短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画について、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。

- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）又は介護予防サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付及び介護予防給付対象サービス）

第4条 事業者は、介護保険給付又は介護予防給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等を提供するものとします。

- 2 前項の費用の額は「重要事項説明書」に記載した通りとします。

（介護保険給付対象外及び介護予防給付対象外サービス）

第5条 事業者は、利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- (1) 食事の提供
- (2) 居住の提供
- (3) 特別な食事の提供

- 2 事業者は、介護保険給付又は介護予防給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスについては、利用者との合意に基づき、サービスを提供するものとします。
- 3 事業者は、前項のサービス提供について、必要に応じて利用者の家族等に対しても分かり易く説明するものとします。

（契約期間と利用期間）

第6条 本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間において、事業者が利用者に対して、現に短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

（運営規程の遵守）

第7条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事

前に説明することとします。

- 3 利用者は、前項の変更が同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

- 第8条 利用者は、要支援度・要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額及び介護予防給付額を差し引いた差額分を事業者を支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合又は居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を全額一旦支払うものとします。(要介護認定後又は居宅介護サービス計画作成又は介護予防サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。〈償還払い〉)
- 2 第5条に定めるサービスについては、利用者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
 - 3 前項の他、利用者は利用期間中の利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
 - 4 利用者は前3項に定めるサービス利用料金をサービス利用終了後に、支払うものとします。

(利用の中止・変更・追加)

- 第9条 利用者は、第6条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合には、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
 - 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を利用者に提示して協議するものとします。
 - 4 利用者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
 - 5 前項の場合に、利用者はすでに実施されたサービスに関する利用料金支払義務及び第13条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
 - 6 第4項により利用者がサービスを中止し、事業所を退所する場合において、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

(利用料金の変更)

- 第10条 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。
- 2 利用者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス及び介護予防給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 前3項、前4項の変更があった場合は、利用者に事前に通知するものとします。
- 6 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務等

(事業者及びサービス従事者の義務)

- 第11条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ複写物を交付するものとします。
- 6 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じるものとします。

(個人情報保護の遵守)

- 第12条 事業者、サービス従事者又は従業員は（短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス）を提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する個人の情報は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところにより適正な取扱いを遵守します。この取扱いの遵守は本契約が終

了した後も継続するものとします。

- 2 事業者は、取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの）及び個人データ（個人データベース等を構成する個人情報）は、本人又はその家族の同意を得て、その利用目的を特定して取り扱います。また、その利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有する範囲内で行います。
- 3 施設は、個人情報を取得した場合は、予めその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人又はその家族に通知するものとします。

第4章 利用者の義務等

（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 第13条 利用者は、居室及び供用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者はサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

（利用者の禁止行為）

- 第14条 利用者は、事業所で、次の各号に該当する行為をすることは許されません。
 - (1) 決められた場所以外での喫煙
 - (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
 - (3) その他決められた以外の物の持ち込み。

第5章 損害賠償

（損害賠償責任）

- 第15条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責めに帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める個人情報保護の遵守に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第16条 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

(4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第17条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他自己の責めに帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第6章 契約の終了

(契約の終了事由・契約終了に伴う援助)

第18条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

(1) 利用者が死亡した場合

(2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

(3) 事業者が解散命令を受け破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(4) 施設の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合

(5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(6) 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約等)

第19条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の2日前までに事業者に通知するものとします

2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- (1) 第7条第3項、第10条第3項により本契約を解約することができます
- (2) 利用者が入院した場合
- (3) 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）又は介護予防サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

（利用者からの契約解除）

第20条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第12条に定める個人情報保護の遵守に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等傷つけ、又は、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（事業者からの契約解除）

第21条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による第8条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者、もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（精算）

第22条 第18条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第3項（原状回復の義務）、その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約満了日から1週間以内に精算するものとします。

第7章 其他

(苦情処理)

第23条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情（個人情報の保護に関することを含む。）に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第24条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとします。

平成 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

印

代理人

(代筆者) 住 所

氏 名

印

続柄 ()

事業者

住 所 熊本県宇土市南段原町161-2

事業者名 社会福祉法人 白日会

代表者 理事長 荒 木 美智子 印